

第6期 雲南市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 平成30年10月24日（水） 13:30～14:33

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（17名）

2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武	5番 神田邦昭
6番 小山益男	7番 山本裕子	8番 吉廣丈晴	9番 佐藤博子
10番 三原治雄	11番 吾郷正司	13番 橋本 博	14番 三島輝昭
15番 柳原昌広	16番 嘉本輝雄	17番 山本博子	18番 内部武雄
19番 加藤一郎			

4. 欠席委員（2名） 1番 錦織邦男 12番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香
主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第107号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第108号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第109号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第110号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第111号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第16回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番橋本博委員、14番三

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	島輝昭委員を指名します。
議 長	日程第２、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 ・農地法第４条第１項第８号（施行規則第２９条第１号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。 （無しの声あり）
議 長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第３、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第１０７号 農地法第２条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書５ページ「議第１０７号 農地法第２条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。６ページをご覧ください。図面は最初のページをご覧ください。 申請番号１番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿：田、現況：荒廃農地、面積は744㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は「耕作が不便なため相当以前より耕作しておらず、灌木類も生育し山林原野化してしまった」ということです。平成３０年１０月２日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。 以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第107号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第107号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第108号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7ページ「議第108号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。8ページをご覧ください。図面は5ページから掲載しています。 今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇地区です。 申請番号1番～9番 〇〇町〇〇地区については、地目はすべて田で9筆、関係者は7名で合計面積は14,736㎡です。平成30年9月18日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。 申請番号10番～35番

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	〇〇町〇〇、〇〇地区については、地目田 19 筆、畑 7 筆の合計 26 筆、関係者は 7 名で合計面積は 26,363 m²です。平成 30 年 9 月 5 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 申請番号 36 番～85 番 〇〇町〇〇、〇〇、〇〇地区については、地目田 23 筆、畑 27 筆の合計 50 筆、関係者は 20 名で合計面積は 34,616 m²です。平成 30 年 9 月 14 日に現地調査を行っており、確認委員は申請番号が 36 番から 38 番までは〇〇推進委員さん、39 番から 85 番までは〇〇委員さんです。 申請番号 86 番～98 番 〇〇町〇〇地区については、地目：田 3 筆、畑 10 筆の合計 13 筆、関係者は 2 名で合計面積は 10,276 m²です。平成 30 年 9 月 12 日に現地調査を行っており、確認委員は申請番号 86 番から 94 番までは〇〇委員、95 番から 98 番までは〇〇推進委員さんです。 申請番号 99 番～130 番 〇〇町〇〇地区については、地目：田 31 筆、畑 1 筆の合計 32 筆、関係者は 7 名で合計面積は 19,244 m²です。平成 30 年 9 月 11 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 申請番号 131 番～138 番 〇〇町〇〇、〇〇地区については、地目はすべて畑で 8 筆、関係者は 1 名で合計面積は 16,482 m²です。平成 30 年 9 月 21 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。 すべての地区の合計は、地目が田 85 筆、畑 53 筆の合計 138 筆、関係者は 44 名で合計面積は 121,717 m²です。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。 以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。 議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。 （無しの声あり） 議 長 無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	声が出ないようですかいいね、あんまり多くて。あんまり面積が多くて。
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。
2 番	いいですか。2 番〇〇です。今までもそうですけども農用地内が非常に多いんですよ。前から申し上げているんですが、本当に振興しなきゃいかん農地かどうかというのをね、今回の意見書でちょっと述べたんですが、少し見直していかないと農振地域農用区域内がみんな荒廃農地でアウトにするということは、今まで何してたんかということにもなりかねないんで、ここの辺は部長もお見えになっているんで、是非農政課の方で大変だと思うんですよ、悉皆調査でもやらんと、それでもなかなか難しいくらいなもんですけども、今までもかなり農用地内の荒廃農地で、もちろん写真を見るとその通りだつてうなずくんですが、結構自分たちが農地パトロールをやってきた中で、今更と見られかねない事柄なんで、数が多いからびっくりしているんじゃないで、そもそも論のところはね、ぼちぼち新体制にもなったし、体制としては推進委員も増えて合わせると大人数になりましたんで、と言いながら私も反省している訳ですけども、本当に農業振興のために農地かどうかということは、ちょっと時間かけてでも見直していかないと、なんか分母ばかり大きくて農地ばかり持っているようになるんですが、是非市の農政関係の方でもね、しっかりと見つめてほしいと思いますね。討論というより意見ですけどね。
議 長	部長さん何か。
部 長	ご指摘ごもっともと思っています。常々そういう意見もいただいているところでして、なるべく精度を上げると言いますか、その部分もこれから気を付けていかんといけんじゃないかと思っております、今日いただきましたご指摘は参考にさせていただきます今後にも活かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1 8 番	1 8 番〇〇です。先ほど〇〇さん言われたことは前からの話でして、もともと振興地域をこれだけにしたということは、各町によってみんな違いまして、どうかと思いますが特に大東町の場合は、端から端まで全部振興地域になっておったと、もともとは災害などが起きた時に振興地域だと復旧に対しての補助金あるいはいろいろ便利が良かったということで、それで振興地域にみんなしとったという経緯がありまして、先程の話がありましたけども、現在はそげな地区は作っとるもんはおらんやな状態です。振興地域という名前自体も恐れおおいやな時代になっておりまして、見直しということはもう即やってもらったほうがいいということで、今までにも市の方に話も出してあるはずですけども、なかなか先行きならんというのが実態じゃないかと思えますけども。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	今の〇〇の旧町村によって違うというのは正にそのとおりでして、旧〇〇町の場合は、県下でもかなり早い時期から土地改良事業に取り組んでいます。もうわしらが議会に出た、私は２８の時に議会へ出たが、土地改良率８０何パーセント、当時県下でもまったく土地改良の先進地という状態でしたが、おっしゃるようにその耕地整理の補助金を取るためにも農業振興地域だないけないけん。おっしゃったように災害が起きた時には農道とか農林振興地域でないと農業補助金がもらえないというようなことがありますして、そういう都市計画区域ぐらいの町ん中のあれ以外は全部、ざいの山奥まで農業振興地域にしたというのが当時〇〇町の実態でございます。恐らく〇〇町が一番範囲が広がっただないかと思えますけども、それに対する恩恵もかなり受けてきたし、激甚法の指定を受けると山も奥の田んなかから農道に至るまでみんな９０何パーセントですか、かなり高い補助率で激甚法の指定をポンと一発で受けてやっとなったということでした、それが今日ではおっしゃるようにイノシシの土壤になって、もう作るもんがおらんで荒れとるということで、はたして簡単にそれが外せるかいな、振興地域から外せるかいなということがちょっと不安なところですよ。いろんな担当課でいろいろ研究していただいて、農林振興地域の変更というものが簡単にできるもんかどげなかということをお聞きして、かなり国費も投じてあります。ちょっと古い時代ですけども、かなりの補助金を使ってやっておりますが、簡単にできるかいな、外せるかいなという思いがしておりますが、まあ担当課で検討していただいて、適化法は完全に切れておりますけども、土地改良の借入金も全部もう返済しておりますして、そういうのはみんな取れておりますけども、簡単にそれがなあかいなということをお聞きして研究していただきたいと思っておりますので、可能であれば取り組んでいただくということで部長さんよろしゅうございますかいね。
部 長	はい。
議 長	はい。他に質疑、討論あわせて今やっております。
５ 番	５番〇〇です。今年初めて農地法第２条の非農地通知に対する承認ということで今総会をおこなっているわけですけども、今後の事務日程といいますか、今日承認されますと今後各個人ごとに通知がいくわけですが、何日後に通知がいつて、そして最終的にはやはり農業委員も、法務局に行かれて申請されるわけですけども、確認は取らなければならないでしょうか。
議 長	非農地通知承認後の手順を話してあげてください。
事務局	総会で承認いただけましたら、その後のスケジュールにつきましては、来月の頭ぐらいに法務局また関係機関に、税務課であつたり農政課に非農地と判断したということをお知らせします。それに合わせて所有者さんに非農地通知というかたちで、あなたの持っている土地につきましては、非農地という判断を下されたので非農地となりましたということをお知らせする予定です。それに合わせまして、地目変更の登記につい

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	てお願いの文書をいっしょに入れさせていただいております。地目変更については、農業委員会の方でできるということではないので、所有者さんの方にはしていただくというかたちになっております。そういったかたちで地目変更登記については所有者さんのご都合ということになると思うんですけども、法務局の方については、こちらの方から通知しますので、もし所有者さんから問い合わせがあればこちらの方から通知しとってある程度理解していただけるという状況となっているところでございます。
5 番	そうしますと最終的には農業委員会の方で確認をされるわけですか。登記確認を。
事務局	登記確認につきましては、全ての農地についていついつぐらいに期限を決めて確認するということは考えてなくて、毎年税務課へ法務局の方から地目が変わったという情報が来て、それに合わせて税務課の方から毎年一回農業委員会に情報が提供されますので、それに合わせて地目変更がなされているということであれば、そこで確認といううちの台帳も一気に変えてしまう、更新するというかたちになっているところであります。
5 番	わかりました。
2 番	ちょっといいですか。今の話を聞きますと、法務局つまり地権者が法務局に出かけて、地目変更の登記をしないとそのまま残っていると。つまり変更があったら今のルートでね、農業委員会がわかるということになると、それまでは農地のままでいっているというわけですね。農業委員会の資料は。わしの理解はね、今回非農地判断を農業委員会がしたわけだから、そこでね、農地台帳からはもう落ちると、私は理解しているんですけどね。
議 長	はい。事務局。
事務局	説明が不足していましたが、今回総会で承認されましたらその時点でうちの農地台帳からは農地でないということで農地台帳から外れます。ただ、地目については本人さんが地目変更登記をしていただかないと、例えば畑だったり、田であったり登記上はそのままになってしまうということでございます。
2 番	所有権問題等に関しては農業委員会はタッチしないということだから、売買の時は非農地になって、ただ非農地になってるかも知れんけども、売る時にはね、田で売るかもしれんね。それは農業委員会は関知するところではないと、こういう整理でいいですね。
議 長	そこまで手がかけられんということがありますし、地目変更の手続きそのものは金がかからんけども、用心せないけんのは地目が例えばわしの場合でいうと、おじや先代やその前になっとなつて、わしの名前に戻すやつには、名義を戻すやつには金がか

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	かるので、それが何代も前のおじじやおばやその先代ということになってくると、そこへ戻るのが大変だから、おっしゃるように登記所へおそらく地目変更登記をせん人がかなり出てくると思うです。ただ、先程事務局が言いましたように農地台帳から外いてしまうから、登記簿上は農地になっても農業委員会としてはみんな外いておりますので、そのような処理の仕方をさせていただきますし、登記簿上整理されやと思えば自分でやってもらわんとどうにもならんと、個人の財産だから、ということで今は考えておりますがそげな解釈でいいかいの事務局。
事務局	はい。
3 番	関連してもう一つ。一度質問したことがあります、現地の状態ですよ。非農地と認めるところの、例えば田んぼが原野であるとか山林であるとか雑種地であるとかそういう地目の変更、それは誰が決めるかと聞いたら、農業委員会の方で見た地目で決めるということ聞いたような気がします、こないだ世羅町ではどうもそこまでタッチしてなく、本人が地目を自分でこう変わったよということを法務局へ行ってやるというニュアンスのことを言われたもので、どちらが正当なのか。
議 長	こないだ世羅町で説明されたのは、農業委員会でもう決定してしまっ、あとは通知して終わりだと。
3 番	地目を何にしたかは、別に農業委員会は関わっていないのかどうかということ。私の言いたいことは、ここでは農業委員会は非農地判断のための現地調査の時に、これはもう原野だなということを、農業委員会側で決めるということが気になったもので、それが正解なのかどうかということです。
議 長	担当、説明してあげて。
事務局	非農地として見た時、現況を山林にするか原野にするかという話なんですけれども、誰がするか判断するかという話なんですけれども、それは国の通知だと農業委員会が客観的に判断して決めるということが書いてありますので、農業委員会が現況が山林であると、原野であるというふうに決めるのが正当であると考えています。ちょっと言い忘れましたけども、非農地通知のところは登記簿上に例えば田、畑で、現況が何々ですというふうに書いて送るようになっておりますので、その現況のところは山林であったり書いて通知文を送りまして、所有者さんの方は法務局に行って通知書に書いてある現況の地目に変えていただくという流れになります。ただ、法務局の方と相談したんですけれども、法務局も行って法務局が地目変更する時に判断して、農業委員会が山林と判断しとったけども、法務局が見たら原野だった、そういったこともあるよと言われました。その時はたぶん地目変更は法務局さんの判断の地目になるはずですので、そこはご了承いただきたいと思っております。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	あくまでも農業委員会は農地であるか、それ以外の場合は関係ないだけ。原野だろうが山林だろうが宅地だろうが、農地であるかどうかそれ以外であるかというところの判断が一つの基準だが。それで考えられるのが、今の話で農地法では農地は適正に管理しなければならない。所有者は。その一項があるわけだ。適正に管理をすればいわゆる税制面では減免をして安くしてやっとするわけだけ。それが適正に管理されん場合は、今度は税額を上げてきますよと書いてはないですけども、逆の判断をするとそげなってくるわけだ。優遇をしませんよということになってくると今度は上がってくるという変なことになってくる、延長線上には法的な解釈もあるわけだ。現在そこまでいっとらんけども、やがて国もそこんこの締め付けが厳しんってくるだないかという思いがしておりまして、今雲南市内でこうやって出いてもらっておるのはもう農地として管理できな、そぎゃんとは谷んごから赤にしとるとこはみんな農地から外いてしまあこいと、基礎面積を落といてしまあこいと、残ったところはやっぱり〇〇委員さんがおっしゃるとおり守るべき農地として、やっぱり適正に管理していく、耕作していくということを進めていこうじゃないかというのが今この作業のわけだけ。そげな流れの中におるというふうに理解をしていただければいいじゃないと思いますけどもね。
2 番	農業委員会で回って見た時に木がいっぱい生えてると、現況は山林だという場合には、非農地だということまでが農業委員会の権限で整理がつくけれども、現況をどう見るかはさっきちょっと説明がありましたように、登記をする時の登記所が判断するわけだから、ゆうてみれば農業委員会としてはね、山林というふうに見てるよという参考意見みたいな程度じゃないですか。
議 長	登記する時に登記所が見て、山林じゃないこれは原野だと言われれば、それでも、どっちでもいいけど、とにかく農地から外れれば農業委員会の使命はそこで終わりだということに理解していただければいいと思います。
2 番	非農地のところまでだわね。後はなんじゃと言われた時に農業委員会としては山林というふうに見ているよという参考的な見方で通知をするというんですかね。
議 長	おっしゃるように登記所がいつて見てみたら、これは山林ではない、原野だと言われれば原野で、沼地なら沼地で判断されると思いますけども。
2 番	〇〇さんのご質問でいけば、農業委員会が原野とか山林とか言って決めるもんじゃないということじゃないですか。
議 長	我々が見た時にはそう見えたということでもいいと思います。
6 番	地目を決めるのは登記官が決めるということでもいいでしょう。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	そうそう。最終的に登記をする地目は登記所が決めるだもの、農業委員としては農地でない、じゃあ何なのか、ということになると山林なのか原野なのか宅地になっとうのかと、そこんところはやらないけんと思うだ。
3 番	もう一点、農業委員会としてはもう農地ではないとそういった方向は私も賛成するんですけども、大いに進めて整理しなければいけないと思うんですけども、今度の新たな地目に対して、所有者がこれは山林と判断されてますけども、それは納得いかんと異議申し立ては、もう農業委員会には全く関係ないことで法務局とのやり取りでの整理でいいですね。
議 長	そういうことでいいです。
3 番	わかりました。
1 8 番	わたしも一言。もともと転作の時代にね、田んぼに植林をしても転作になるということがありまして、谷の奥ん方で田んぼに植林をして木が立っとうというところがだいぶありました。そぎゃんところで植林をしてもいいもんは出来しませんけれども、杉やヒノキや松や。杉が多いわけだけども、そういうところを今回ぱっと見た場合は、山だわという感覚になると思います。それが無かった場合は谷で山と言ったって、植林したって駄目だとわかつたから、そういうところは最初から原野になるということで、農業委員会がするのは参考みたいなもんでしょう。先ほどの話ではないが。
議 長	あのね、〇〇さんが言われた、転作に山林項目はないですだ。皆さん方もご承知のとおり。県も農林省もそういう項目はありませんと言いますだ。それだけ転作に山林の項目はないので、ほかの作物ですよという言い方をされるけども、確かに当時はおっしゃるように、山林に畦んたまに杉ん木を植えたりして山林にしたやつも転作と認めんけども、面積にカウントしとるですだ。転作補助金というものは出ておらんけども、転作の割り当て面積に対しての、面積にはカウントしてあげますよという、大豆や麦を作った転作は、片いっぽうで転作奨励金というかたちで補助金が出たけれど、山林の場合は1円も出ておらんはずですだ。今でも、こないだも出るけども、県でも農林省でもとにかくいうのは山林、転作に山林はありませんで、そぎゃんことはなつとるはずがないという言い方をされるですけど、現実になつとって面積にカウントしてもらつとったということがあるけん、そこんところを頭を整理しておいて、あぎゃんことになつとるけんね。転作の時に杉ん木を植えて山林と、山林になつとるはずがないと県は言われるけん。不思議なことに言われるけん。ただ、面積にはカウントされとったはずだけん。
議 長	だんだん迷路に入っていきましたが、何か他に質問、ご意見があれば。よろしゅうございますか。 それでは、質疑や討論がいっしょになりましたけれど、質疑も討論も終わりといた

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 議 長 議 長 議 長 事務局	します。 お諮りいたします。「議第１０８号 農地法第２条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) 異議なしと認めます。 よって、「議第１０８号 農地法第２条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。 次に、「議第１０９号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。 議案書２０ページ「議第１０９号 農地法第３条の規定による許可申請について」説明します。今回３件の申請が出ております。議案書２１ページをご覧ください。図面は３９ページからです。 申請番号１番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で面積は３４㎡です。権利の種別は３条の交換移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「利用状況に合わせた農地交換」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「利用状況に合わせた農地交換」ということです。土地代は交換により無償。確認は〇〇推進委員さんです。 申請番号２番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で面積は２５㎡です。権利の種別は３条の交換移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「利用状況に合わせた農地交換」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「利用状況に合わせた農地交換」ということです。土地代は交換により無償。確認は〇〇推進委員さんです。 申請番号３番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は１，０４２㎡です。権利の種別は３条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。 以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上について、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。 (無しの声あり)
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第109号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第109号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第110号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書22ページ「議第110号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。23ページをご覧ください。図面は、45ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目はいずれも登記簿田・現況雑種地で申請面積は合計424㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	場で、9台分の駐車場を整備されます。転用理由は「現在の駐車場では別居の子供が帰省した際などに駐車するスペースが狭いため、また近隣住民から駐車場としての要望もあるため、申請地を駐車場として整備したい」とのことです。始末書が出されており「平成7年頃に自宅を新設するとともに当該申請地を駐車場として整備してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。 申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は5.24㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「墓地が2か所あるため、申請地に墓地を集約したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号3番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は遠方の急峻な山中にあり、維持管理が困難であるため申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。 農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。 以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。
6 番	6番〇〇です。申請番号1番の案件につきまして始末書が出ておりますので、私の方から読み上げまして説明いたします。〇〇市〇〇町〇〇△△-△、□□□□。本文は、平成30年9月28日付け申請しました、農地法第4条申請が後付けになりました件につきまして、下記のとおりご報告並びにお詫びを申し上げます。平成6年、父名義の田を土地造成し、平成7年自宅を新築しました。その当時亡き父が造成から登記に至る手続きのすべてを行っており、元々一筆の田全体を造成しているので、転用手続きも申請地を含め造成地全体について行われているものと思っていました。また当時

発信者	議 事 録 要 旨
6 番	私は広島に住んでいたので詳しい状況を知らないまま現在に至りました。後に自宅同居とともに申請地を駐車場として使用しました。その後も父により売買も行われており、また固定資産税も雑種地として課税されていました。そのため、現在まで農地法関係の手続き的にはすべて終わっているものと思い私は土地のことは今回まで気にせずにきましたが、この度所有資産の状況を確認したところ、登記上は田のままであると気づき、農地転用をしなければならないことが判明しました。以上が今回の事後申請に至った経緯です。知らなかったとはいえ、転用手続きをしないまま長く申請地を使用していましたことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが無いよう努めてまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。とのことです。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第 1 1 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第 1 1 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、「議第 1 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 4 ページ「議第 1 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	説明します。今回5件の申請が出ております。議案書25ページをご覧ください。図面は59ページからです。 申請番号1番 本案件は、議案書23ページ、議第110号 農地法第4条の規定による許可申請の申請番号2番と一体で転用するものとなります。それでは説明します。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で面積は3.75㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、墓地で、墓碑1棟を整備されます。転用理由は「墓地が2箇所あるため申請地に墓地を集約したい」ということです。土地代は交換により無償。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況荒廃農地で面積は398㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は株式会社△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は、太陽光発電施設で既存太陽光発電所敷地を整備されます。転用理由は「申請地については、既存太陽光発電所の北西に位置するが、かなりの傾斜地であるため、地崩れ等の恐れがある。そのためこれを防ぐために法面工事を行い、今後太陽光発電所の管理地の一部とする」ということです。土地代は、10アール当たり750,000円。確認は〇〇委員さんです。農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号3番 〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は312㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん・□□□□さん、譲受人は△△株式会社代表取締役△△△△さんです。転用目的は、住宅建築で住宅1棟141㎡を建築されます。転用理由は「モデルハウスを建築するため」ということです。土地代は、10アール当たり3,432,000円。確認は〇〇委員さんです。農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、3種農地と判断致しました。3種農地は、原則転用可能となっております。 申請番号4番 〇〇町〇〇△△-△外1筆。登記簿田、現況は宅地及び牧場用地で面積は合計で1,916㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は農事組合法人△△理事△△△△さんです。転用目的は、事務所及び酪農舎で、事務所1棟41.76㎡、酪農舎13棟1523.72㎡を建築されます。転用理由は「申請地に酪

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	農舎を建築する」ということです。始末書が出されており、「平成２年より事業を開始し酪農舎等を建築し今日まで利用してしまった」とのことです。土地代は、１０アール当たり 10,400 円。確認は〇〇委員さん、〇〇推進委員さんです。平成３０年９月２５日付け告示により用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されています。農地区分及び許可条項は申請番号１番と同じです。 申請番号５番 〇〇町〇〇△△-△外２筆。登記簿田、現況岩石採取で合計面積は 3,284 ㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、〇〇町〇〇の□□□□さん、〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は株式会社△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は、工事用道路、岩石採取事業で、工事用道路幅員 6 m、表土仮置き場、洗車場を整備されます。転用理由は「現在、更新中である岩石採取事業に伴い、場内への進入路として、申請地を借り受けて工事用道路及び表土仮置き場として利用する」ということです。期間は２年間で、土地代は１０アール当たり 80,000 円。確認は〇〇委員さん、〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分は申請番号１番と同じ２種農地、許可条項は農地法施行令第１１条第１項第１号の一時転用に該当すると考えます。なお、本案件は３０aを超えた転用に該当することから、島根県農業会議の常設審議委員会への諮問が必要な案件です。 以上について、ご審議よろしくお願い致します。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。
１３番	１３番〇〇です。番号４番の申請の〇〇町〇〇の牧場用地の始末書が出ておりますので申し上げます。〇〇町〇〇△△-△の農事組合法人△△、理事△△△△さんということで出ていますけども、この度、農地法第５条の許可申請をするにあたり、〇〇町〇〇△△-△の土地は農地、田でありましたが、平成２年より事業を開始し酪農舎等を建築し今日まで使用してきました。本来なら農地法の許可を得て着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。ということできておりますので以上報告いたします。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第１１１号 農地法第５条の規定による許可申請について」、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号１番から４番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第１１１号 農地法第５条の規定による許可申請について」、申請番号１番から４番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号５番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第１１１号 農地法第５条の規定による許可申請について」、申請番号５番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。 【その他事項】 (１) 平成３１年度「雲南市農業振興施策に関する意見書」について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
